

第3回県有施設再編等の在り方検討懇話会 議事録

1 日時 令和元年8月19日(月)
午後3時から午後5時まで

2 場所 宮城県行政庁舎4階庁議室

3 出席者

○出席者

(懇話会構成員) :

赤石雅英 構成員, 稲葉雅子 構成員, 加藤睦男 構成員, 志賀野桂一 構成員, 舟引敏明 構成員, 堀切川一男 構成員(座長)

(事務局) :

後藤康宏 震災復興・企画部長, 小林一裕 震災復興・企画部次長, 高橋義広 震災復興・企画部次長, 志賀慎治 震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長, 寺嶋智 震災復興・企画部震災復興政策課企画・評価専門監, 鈴木清英 震災復興・企画部震災復興政策課副参事兼課長補佐, 西内浩 震災復興・企画部震災復興政策課課長補佐兼企画員, 伊勢勝洋 震災復興・企画部震災復興政策課主事

○欠席者: なし

4 議事

- ・会議の公開・非公開について
- ・検討対象施設の再編整備の方向性について
- ・意見交換

5 配付資料

<資料一覧>

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・資料1 会議の公開・非公開について
- ・資料2 施設機能実態マップ
- ・資料3 再編検討候補地の分析
- ・資料4 施設の集約・複合化案について
- ・資料5 各施設の再編整備の方向性について
- ・参考資料 第2回県有施設再編等の在り方検討懇話会での議論の整理

6 概要

1. 開会
2. 議事
 - (1) 会議の公開・非公開について
 - (2) 検討対象施設の再編整備の方向性について
 - (3) 意見交換
3. その他
4. 閉会

7 議事内容

懇話会は、県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱第4第2項の規定により、座長が進行することから、座長に選出された堀切川一男構成員が議事進行を行った。

【堀切川座長】

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。議事の（1）会議の公開・非公開について。事務局の方から御説明をお願いいたします。

（1）会議の公開・非公開について

【事務局 志賀課長】

それでは、事務局から説明をさせていただきます。お手元の資料1を御覧ください。宮城県情報公開条例第8条第1項第6号の規定では、公開することによって当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるものは非公開情報とされております。

同条例第19条の規定により、会議の構成員の3分の2以上の多数で決定した時には、会議を非公開にすることができるとされています。

本日は、県有施設の再編整備等の方向性を決めるための意見交換を予定しており、議論の途中経過が公開されることに意思形成に支障が生ずると考えられますので、3分の2以上の賛成があれば、会議を非公開にできるものと考えています。以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございました。事務局の方からは構成員の3分の2以上の賛成で非公開にできると説明がございましたが、本日の会議を非公開としてよろしいでしょうか。御異議がないようですので、事務局の提案のとおりと決定いたします。

【事務局 鈴木課長補佐】

ただいま会議の非公開が決定いたしましたので、傍聴いただいている皆様、それから、報道関係者の皆様には、御退席をいただきますようお願いを申し上げます。

なお会議の終了後、この会場で質疑応答を行いますので、希望される方は午後5時に当会議室にお集まりいただきますよう、お願いいたします。

【堀切川座長】

それでは議事の（２）に移ります。検討対象施設の再編整備の方向性について、事務局の方から説明をお願いいたします。

（２）検討対象施設の再編整備の方向性について

【事務局 志賀課長】

それでは説明をさせていただきます。

まず、資料２施設機能実態マップを御覧いただきたいと思います。

この資料は、縦に今回対象となっている10施設を並べており、横軸の方にそれぞれの建物の部屋、床の機能を分析しております。それぞれ凡例のとおり四角の大きさが大体の広さを示しており、四角が大きければ広いといったことが、ある程度一見して、分かるようにまとめたものです。

例えば一番左に「A会議室、研修室」といった機能がありますが、これは前回も問題提起をしましたがけれども、実は結構、各施設でこの会議室、研修室を持っており、縦に見ると機能が重なっているということがイメージとしてお掴みいただけるかと思います。

また、「Eホール」については、当然ながら県民会館にはホールがありますがけれども、実は美術館にも講堂ですが、ホールのような機能があります。その他にも「Hレストラン・ショップ」については、レストランを実は持っているところもいくつかあるといったことが、この分析上分かってきました。

今後、再編等を考えていくに当たって、これも1つの基礎としながら、重なっている機能の極力縮小、あるいは共有化するという検討に役立てていただければと考えています。

また、もう一つの見方としては、縦に見た時に全く重なっていないという機能もあります。例えば、「J体育室等」がありますが、当然ながら体育施設は、No6の第二総合運動場にしかありません。そういった視点で見ていきますと、他の施設と少し機能が異なっている、あるいは独立性があるといった施設同士の親和性の観点から、施設自体が他の施設と少し違った成り立ちのものだということが分かるといった見方もできます。

「Lその他」から左側のところが公共的な機能、一般県民の方が広く利用できるような機能を持つ部屋になっています。「L」から右の「M」、「O」、「P」とは、いわゆるオフィスのような機能をもっているところです。

No8、No9、No10の施設は、当然ながら、公共に開かれたものというよりは、オフィスのような機能がメインで、他の施設と比べても、少し性質が異なっているのではないかといったことが分かります。

それでは、具体的に今回、対象となっている10施設の再編の方向性について御意見をいただくため、事務局の方で、ある程度考えつく範囲で、こういった考え方はできないだろうかといったことを、アイデアとして提示したいと思います。

その前段として、まず資料3を御覧いただきたいと思います。この資料3は、再編対象候補地及び現在検討対象の施設が立地している土地について、敷地の面積、都市計画上の用途指定等の条件、あるいは周辺環境、交通アクセス、ハザードマップ等から見て取れる災害の危険性等々、土地が持っている様々な要件、条件を分析した資料です。

最後の総合評価に、この土地について仮に施設再編を進めていくに当たって適地か適地でないかといったことを総合的にまとめたものになっています。

一つ一つの土地についての説明は時間の都合上割愛をさせていただきたく存じますが、このような分析も踏まえまして、今回施設の再編に当たっての考え方をこれから説明したいと思います。

まず、対象となっている施設の中で、比較的老朽化の度合いが著しく、かつ改修、若しくは移転の方向で検討を進めなければいけないといった議論が先行しており、一番大きなスペックを持っているのが東京エレクトロンホール宮城、いわゆる県民会館です。こちらにつきましては、志賀野先生が座長でいらっしゃる県民会館の整備のあり方に関する有識者会議が別途開催されておりまして、検討が進んでいるところです。そちらの有識者会議での県民会館そのものの整備のあり方の検討の御意見をこちらの懇話会とキャッチボールし、共有しながら検討を進めているところですが、先頃、この中の土地であれば、仙台医療センターの土地、いわゆる宮城野原が適地ではないかといった御意見をいただいたところでした。

私どもとしましては、それを1つの御意見とした上で、その他の可能性、採り得る方策について、資料3でまとめている様々な条件を分析して、色々と検討してまいりました。

その結果、まず、県民会館をどこに移転する方向にすべきか、それを契機にした上で、付属する再編のアイデアといったものをあわせ考えていくと、こういった考え方を取りたいということが1つ前提の提示になっています。

この資料3に基づき色々分析したところ、この県民会館というのは、建築基準法上の用途が劇場になっています。劇場を建てられる土地というのは、都市計画上、非常に要件が狭ましく、住居専用地域となっている土地には劇場は原則建てることはできません。資料3中の土地ですと、商業地域あるいは近隣商業地域となっているところにしか建てることはできません。

結果、資料3にまとめている土地の中で、仮に県民会館を移転しようとした場合、都市計画上受け入れられる用途地域になっているところはどこなのかというと、No2-2仙台医療センター跡地が近隣商業地域になっています。それからNo2-3登米の旧宮城県米谷工業高等学校の跡地です。用途地域の指定上は制限がかかってないため、ここも可能です。再編検討対象となっている建物が建っている土地ですので、この建物間でのやりくり、組み合わせができるかできないかという検討になりますが、No3-1の本町第3分庁舎の土地、定禅寺通りに面しており、商業地域です。No3-2、県民会館は現在立地している土地ですから当然建築可能ですが、移転の対象ということでは現在の土地は省かれます。No3-3、榴ヶ岡分室庁舎の土地です。こちらについても商業地域ですので、建築可能となっています。その他の土地はすべて住居地域となっていますので建築が難しいということになります。改めて申し上げますと、現在の都市計画の規制等から移転が可能な土地は、No2-2仙台医療センター跡地、No2-3旧宮城県米谷工業高等学校跡地、No3-1本町第3分庁舎の土地、No3-3榴ヶ岡分室庁舎の土地の4ヶ所に限られてきます。

その上で、消去法的な考え方になりますが、No3-1の本町第3分庁舎の敷地は面積が1,222㎡です。今の県民会館の敷地が3,627㎡ですから、敷地面積にしても3分の1ですの

で、移転は難しいということになるかと思えます。

No3-3、榴ヶ岡分室庁舎の敷地ですが、面積が4,942㎡ということで、一回り大きい土地になっています。現施設の規模感であれば一回り広くなり、一見移転が可能かと思えますけども、現在検討が進んでいる2,000席規模の大きさのホール、県民会館でかつ、現在不足している駐車場あるいは荷物、機材の搬入、配送のためのスペースを取ろうということを前提に考えますと、新たな県民会館の移転先地としては、少し手狭と考えられます。

No2-3の旧宮城県米谷工業高等学校跡地は、面積は5万㎡ですので、非常に広いですし、用途指定もないので自由な土地ではありますが、やはり県民のアクセス性といったもので非常に大きな制限がかかってきます。

したがって、仙台市内である程度交通アクセスの利便性を確保した上で、必要十分な面積、あるいは用途地域の条件を考えると、別途県民会館の整備のあり方に関する有識者会議から御意見もいただいております、No2-2の仙台医療センター跡地が活用可能な県有地の中では最も適しているのではないかと結論になりました。このことを前提に、仮の話の最初の条件として、県民会館を仙台医療センター跡地に移転することを考えた場合に、この施設間の様々な再編の在り方なりアイデアが考えられるかどうかといったことで、次の説明に入らせていただきたいと思います。

資料4を御覧ください。この複合化A案ですが、仙台医療センター跡地において、県民会館を移転するという前提条件の1つと考えた場合に、どういった施設の再編案が考えられるだろうかといった御提案です。

Aの①、②、③と3つのアイデアをここで掲示させていただきます。限定されるものではもちろんありませんが、色々な条件とか他県の事例等踏まえた時に、概ねこの3つぐらいが考えられるのではないかと思います。

A-①案、これはまず県民会館に榴ヶ岡にありますNPOプラザ、川内にあります宮城県美術館を移転集約したらどうかといった提案です。前回懇話会で説明した他県の事例等は、ホールと美術館と併設あるいは一か所にまとめて集約していた事例も多々あります。以下、施設の特徴等々で「□」は基本的なメリットと考えられること、「■」はデメリット、「◇」が考慮すべき事項と整理しています。

このA-①案ですと、例えば文化と芸術の拠点といったことで、1ヶ所に集約することによって、そのようなコンセプトのもとでの土地の利活用が図られるのではないかとということがメリットとして挙げられます。また、レストランや会議室、ホールなど類似した機能がありますので、これらを可能な限り集約をすることで、床面積の合計の中で、別の新しい機能を付加していくといったことが相互に考えられるのではないかとというメリットもあります。

さらに、他県の事例等から伺えると思えますが、相乗効果が得られるような、様々な仕掛けが期待できるといったこともメリットとして考えられます。

もう1つのポイントが、NPOプラザです。NPOの活動拠点となっている施設ですが、NPOプラザにとっては、日常的に人が集って様々なイベントが開催されているところに、NPOの民間活動の拠点があることで、活力がより一層生まれてくるのではないかと考えています。現在の榴ヶ岡分室庁舎は、NPOプラザ、宮城県婦人会館と文化財課分室の3つの施設が入居していますが、それと比べても、NPOプラザにとって大きなメリットが生じる

だろうと思います。

なお、現在、この土地の東側にJR貨物の貨物ヤードがありますが、将来移転し、その跡地に県で広域防災拠点となる公園整備を行う計画があります。

広域防災拠点の計画を立てるときに、仙台医療センター跡地の利活用方針はどういうふうにするかといったところが検討されており、広域防災拠点を拠点として物資、あるいは臨時の避難者等々による収容等々、様々な防災活動、あるいは、有事活動、災害時の有事活動するにあたってのボランティア、あるいはNPO等の活動拠点としての利活用等の方向性が示されているところでした。

8年前の東日本大震災のとき、NPOプラザには、全国のNPO・ボランティア団体等からの問い合わせや様々な意見等が集約されていたため、榴ヶ岡のところに様々な問い合わせ情報等の集約が図られ、また、NPOプラザを拠点として全国のNPOに様々な情報が発信されていった活動の跡がありました。今回、有事の際を想定した場合にも、このNPOプラザを仙台医療センター跡地に置くことによって、災害対応といった更なる機能面の強化が期待できるのではないかと考えたことで、A-①案に加えています。

次にA-②案ですが、A-①案との違いは、県民会館と宮城県第二総合運動場、いわゆる武道館を集約する点です。この案も他県に類似の事例があることがベースになっています。南側に宮城野原総合運動公園があり、文字どおり総合運動公園ということで、野球場、テニスコート、陸上競技場等があります。こちらに武道館的な機能を移転することによって、総合運動公園として更なる機能集約が図られることが考えられます。東京の駒沢や代々木にも似たようなスポーツ関連の施設が集約されているところもあるようですが、武道館と県民会館を合わせることによって、色々な利活用方策の可能性が広がるのではないかと考えたようなです。

しかしながら、日常的な利用者の目線に立ったときに、県民会館と総合運動場は、文化芸術とスポーツということで、それぞれの施設の利用者層が異なっているのではないかと考えたことが考えられます。A-①案と比べると、両施設によって相乗効果が生まれるかといったことを考えたときに、心配な点があります。

また、少子化が進んでいく中で、学校施設の統廃合は避けられないと思いますけれども、この場合、学校の体育館が余ってくる可能性が考えられます。このようなスポーツ施設の全体的な在り方については、また違った視点からの検討が必要ではないか、再編については、その際に考えるべきではないかといったことも考えられます。

A-③案です。こちらは県民会館と合わせて整備するその他の施設について、今のところアイデアはなく、まさに何かプラスアルファの機能を合わせてはどうかといった提案です。現状、具体的に提示するものではありませんが、例えば県で自ら全体の方策検討の中で、こういった県有施設を新たに付設してはどうかといったことも考えられますし、あるいは、民間の方のアイデアを募って、例えば民間の商業系の機能などを誘導するといったことも考えられます。

A-①案、②案と異なる点が、アイデアの可能性を広げるために、あえてNPOプラザについては、集約・複合化施設に含めませんでした。

若干デメリットとして考えられるのは、県で何かというのは今のところないので、大変恐

縮ですが、民間の施設を併設するという前提で考えますと、先ほど言った広域防災拠点との連動の可能性をどのように考えていくのかがやや心配されます。さらに懸念されるのは、仙台医療センター跡地は大規模集客施設制限地区に指定されていることです。具体的には、1万㎡以上の大規模集客施設に該当する建物は建てられないという制限があります。大規模集客施設のカテゴリーには、いわゆる県民会館のような劇場も含まれています。劇場の場合は客席の部分が面積の対象に含まれますが、県民会館が2,000席相当とすると、単純計算1人当たり1㎡くらいの客席とすれば、2,000㎡。1万㎡のうち周辺部分も含めて3～4,000㎡程度が客席部分となります。商業的な機能は、残り5,6～7,000㎡くらいの規模となります。

これがどのような足かせになるのかといったことがイメージできない部分もありますけれども、ショッピングモールやアウトレットモールの施設をつくるのは、若干難しいのではないかと考えられます。また、右端の欄に記載のように、民間施設の併設といっても、民間でありながらのメリット・デメリットそれぞれありますので、そういったものを検討する必要があるだろうと思われま

す。以上、仙台医療センター跡地で考えると、大筋この3つくらいが考えられるかといったものを提示しました。このアイディアの結果、10施設で漏れてくる施設がありますので、別に再編が考えられないのかといったことを、B案として提示したいと思います。

B案はエスポールみやぎ（青年会館）の敷地に集約を図ってはどうかといった案になります。

B-①案ですが、これは、ベースになる青年会館と榴ヶ岡にある婦人会館、その北側の安養寺にある宮城県母子・父子福祉センターを集約する案です。非常に近いところにあるということは、お分かりいただけるかと思いますが、コンセプトは分析のとおり会議室、研修室といった機能が類似しているの

ので、対象者が異なっているものの、これらを共有化することで、施設の効率利用が図られるのではないかとということです。婦人会館は女性の方々、エスポールみやぎは青少年の活動、母子・父子福祉センターはひとり親家庭と、それぞれ対象は違っておりますが、それぞれ様々な団体活動拠点、あるいは研修活動が中心になっています。また、母子・父子福祉センターについては、現在の位置に非常に近接していますので、そういった点ではデメリットが低いかなと考えています。ただ、その点から言うと、宮城県婦人会館は、幸町への移転により、若干交通アクセスが不利になることは、デメリットになるかと思

います。B-②案について、B-①案との違いはというと、NPOプラザです。現在、宮城県婦人会館と一緒にありますので、セットで移転してはどうかといったことで、先ほどのA-③案のとおり、NPOプラザを仙台医療センター跡地に集約しないという考え方の場合には、こちらの方に集約してはどうかといった点が①と②の違いです。コンセプト等は、同じですので、説明は以上にさせていただきたいと思

います。この結果、10施設がどのような方向性になるかを改めて模式的に表したものが資料5です。資料5のとおりA案をベースにまとめました。

パッケージI、A-①案をベースに考えると、美術館を県民会館と合わせるの

向性を示しています。結果、集約・複合化の対象とならない本町第3庁舎については、県庁周辺の県有地や建物がまた別にありますし、外郭団体が入っている土地建物もありますので、それら本町上杉近辺の土地建物を合わせて、別途方策を考えていくという案です。

榴ヶ岡分室庁舎の中の文化財課分室については、例えば、No8多賀城分庁舎の空きスペースあるいは同じく多賀城の東北歴史博物館の近くにあり浮島収蔵庫の活用等も含めて、将来的には移転を考えてはどうかといった案です。

第二総合運動場も個別検討で、先ほど申しました県立学校の再編の状況等も勘案しながら、現状維持しつつ、次なる移転の案を考えていくという案です。

多賀城分庁舎については現状維持しながら、将来的な方針については別途考えていくという案です。

商工振興センターとジョブカフェについては、必要な修繕等を行いながら、今回、再編整備等生じる跡地利用の方策、県民会館の跡地や様々な跡地が生じてくることになりませんが、そういったものも含めて、移転整備等について検討していくという案です。

パッケージⅡについては、A-②案をベースに第二総合運動場を県民会館と合わせたパターンになります。この場合、美術館は個別検討になり、現在、既に策定した美術館のリニューアル基本方針によって、現地によるリニューアル等を中心に考えていくといったことになりかと思えます。その他の施設についてはパッケージⅠと同様です。

パッケージⅢについてはA-③案をベースにしたものですが、これはこの10施設の中で県民会館のみ考えているわけではなく、その他何か施設と合わせる事が前提です。併せて、B-②案を進めていくものです。

その他美術館や第二総合運動場も含め、前のパッケージⅠ、Ⅱのそれぞれの個別検討の方針と同じです。

以上、様々な検討の順序等を整理した上で、こういったことが考えられるのではないかと、いったアイデアを、事務局からご提示をさせていただきたいというふうに思います。説明は以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございました。

それでは、議事の(3)意見交換に移ります。ただいま事務局の説明の中でいくつか示されました再編整備の方向性の案につきまして、意見交換いたしたいと思います。なお、事務局への確認や御質問を含めて大丈夫ですのでよろしく願いいたします。

まずは赤石構成員からよろしく願いいたします。

(3) 意見交換

【赤石構成員】

事務局案の作成、本当に手間がかかったと思いますけど、御苦労さまでした。色々なA案B案、それからパッケージ版を見させていただいた中で、ちょっと私が気にかかるのが、NPOプラザですね。A案のA-1で3番目のメリットというところで、災害時におけるNPOの活動拠点としての機能を付加することで、近隣する広域防災拠点、JR貨物の移転でし

たか、その連動した災害対応可能となった。有事と平時、災害対応は有事でございます。有事はなるべくない方がいい。平時は何をしているのかというところが一番気にかかります。

またNPO制度も、もう何十年経ち、様々なNPO法人があるということを、私理解しております。例えば、無税の認定NPO法人も、それらの公益法人と非常に似ている。つまり、それだけの公益活動をちゃんと、いや、ちゃんとと言ったらちょっと語弊あるのですが、けれども、当初のもくろみを、それを変えたなりでも、多くの方の支持を得ているという、そういうNPO法人であればいいのだけれど、NPO法人を一括りにしてしまうとどうかと思えます。せっかく良い立地のところにつくるわけで、もし災害時の連携云々で言うならば、その広域防災拠点ができたときに、そこの中の方にいかれた方がいいのではないかというような気もいたします。

まずこのところですから、NPOプラザをこの新しいエレクトロンホールの移転地のところにつくるというのは、そこに部屋を準備する必然性というものが、ちょっとあまり感じられないなというのが、私の、まず1番目の印象でございます。

【堀切川座長】

ありがとうございました。NPO法人も色んな種類があるので、そこへ全体が入った時に平時にいかがなものかという場合もあるのではないかという御指摘かと思えます。貴重な御意見かと思えますが、何か県の方からございますでしょうか。

【事務局 志賀課長】

御指摘ありがとうございます。

説明でも申しましたけどもやはりNPOプラザの活動にとってのメリットが非常に大きいといったことが担当課の方からも出ています。NPOの活動拠点ですので、当然、アクセス面からの配慮も非常に重要ですが、情報発信の面でのメリットもあると考えています。NPOプラザというのは、NPO活動の様々なNPOのネットワークの拠点で、県内各地域にそれぞれあるものを結んでいるセンターオブセンターになっています。そういった点で、情報発信機能は非常に重要となりますが、今回例えば県民会館と、A-①案ですと美術館ですけども、そういった管理統一的な機能があって、可能な限り集約した上で、情報発信機能の強化が図られるメリットがNPOプラザ側にあるだろうと思われます。

なお、そのような議論を深めながら、意見の集約により方向性を定めていくに当たって、なお検討を深めていきたいと思っています。

【堀切川座長】

よろしいでしょうか。

【赤石構成員】

はい。

【堀切川座長】

ありがとうございます。それでは、稲葉構成員よろしくお願ひいたします。

【稲葉構成員】

よろしくお願ひします。

私も赤石構成員のお話に、ちょっと共感するところもあるのですが、A案のNPOプラザが、それぞれの県民会館と美術館のところにくっつくというのは、日常NPO活動にちょっと関わっているだけあって、すごく違和感を感じるんです。1つは、やはり今情報発信というお話はありましたけれども、NPOプラザに行くと、そこに情報を取りに来る人というのはあまりいなくて、たくさんチラシは置いてあるのですが、NPOプラザに活動にやってきた人がチラシを持っていくという形となっています。県民が現在のNPOプラザまで情報を取りに行くのはすごく大変なので、今やはり、情報を取るのだったらネットではないかと。情報発信に役立つということを考えるのであれば、場所の利便性よりもNPO同士の情報共有のしやすさではないかと。

もう1つは、NPOプラザの役割というのは、非営利活動の拠点であるので、あそこの施設というのは、基本的に非営利活動をやっている人たちでないと使えない。ですから、営利活動をやっている人が、会議室が空いているからといって使えないので、そのように考えると、NPO関係の施設が、一緒に県民会館などに入ったときに、こっちは空いているのにNPO活動の人しか使えない、こっちは会議室は民間用なのでいっぱい、ということが多分起きると思います。そういうときに、どのように棲み分けをするのかというのが、非常に難しいと思うので、もしNPOプラザを持っていくのであれば、何かNPOプラザの役割そのものを考え直しつつ持っていかないと、ちょっと難しいのではないかと気がしています。

どちらかという、やはりNPOというのは、非営利と営利等の中で非営利活動とに考えると、県内の方であっても非営利活動に関する方たちは興味を持ってくれると思うんですけども、普通に営利ということで考えると、県民会館も、自活していく施設だと思えますし、美術館もそうだと思うんですけど、その真ん中にあるというのが、ちょっと違和感があるということ。

それから先ほど有事先のお話がありましたけれども、なんとなくm²的に、何となく空くから持っていこうか、なんとなく防災拠点にもなるのではないかみたいなことではなくて、やはり防災拠点の話は、それはそれで1個考えるべきではないかと思えます。

今のNPOの場所があれば、そこに災害のときに、色んな方は来ると思うのですが、今のNPOプラザの力で、本当にあそこで何か災害が起こったときに、NPOプラザさんが何かできるかという、やはりそれだけではないので、やはり県庁の近くにあるとか、そういうことも必要ではないかと思えました。

そうすると、B案の方で、B-②の方で、みやぎNPOプラザとともに婦人会館やエスポールみやぎなどのような福祉関係のところが入ってくる方が、どちらかという私的にはフィットする感じがありまして、初心者向けのパソコンを教えるNPOというのをずっと10、20年ぐらいやっているのですが、単にパソコンを教えるといっても、健常者だけでなく、障害者の方にパソコンを教えたり、ちょっと目の悪い方にパソコン教えたりなどそういうこ

ともあるので、どちらかというところ、このB案の方がちょっとフィットするか。ここのB案のところにもみみサポなどが入ってくるともっとフィットするかというような気がしています。

逆に民間の方の立場から考えるとどうかというところ、やはり、県民会館と美術館が一緒になると、何か企画も連携しやすかったりするかというふうにも考えます。

以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございます。イメージは、A-①案から、NPOのプラザのところは、B案の方に入れた方が、より機能するのではないかとという貴重な御意見でした。NPOの活動をしておられる立場から、御意見としてそういう貴重な意見かというふうにも思いました。ありがとうございます。続きまして加藤構成員よりよろしくお願いいたします。

【加藤構成員】

よろしくお願いいたします。

私は第1回の懇話会のときに、広く一般県民を対象とした施設としては、県民会館と宮城県美術館、あと第二総合運動場の3つぐらいが考えられるのではないかとということで申し上げたので、3つが集約再編の核になるということは、これからの人口減少、少子高齢化というところを見据えれば、いいと思います。

それで、A案の中からNPOプラザを除外するというのは、私も基本的には賛成です。ただ、仙台医療センター跡地というすごい広大な面積を考えると、県民会館、プラス美術館、プラス第二総合運動場というふうにも、検討の幅を広く考えてもいいのではないかと思います。

また第二総合運動場について言えば、バリアフリー対応が遅れた施設と聞いておりますので、この機会にユニバーサルデザイン化を図るとともに、加えて、ちょっと今申し上げるのはルール違反かもしれませんが、本懇話会の対象施設に取り上げられなかった宮城県身体障害者総合スポーツセンターという昭和49年に設置された、同じく老朽化が進んでいる施設が宮城野区幸町にあります。皆さんも御存知だと思うのですが、車椅子バスケの宮城MAXの主たる練習会場などにもなっています。

今回の懇話会のテーマの1つが、所管部局横断した効率的な再編整備なので、スポーツ施設といった観点から、教育庁所管と保健福祉部所管の横断的なものにはなると思うのですが、第二総合運動場をもってくることに合わせて、身体障害者総合スポーツセンターというのとも考え合わせていただくと、より集約再編という意義があるのではないかと考えます。ちょっとこれは対象施設に挙がってなかったもので、一考していただければありがたいというところなんです。

その他、B案の②は、私も基本はこれでいいのではないかとと思うのですが、1つ、母子父子福祉センターの関係で、今回、個別に検討するとされた本町第3分庁舎にもみみサポみやぎが入っております。みみサポみやぎがここにきたという経緯は、障害をお持ちの方のアクセスも考慮してあの場所になったというように考えておりますので、あそこのビルは色んな外郭団体が入るオフィスビルのものよりも、せつかなので、母子・父子福祉センターなどもそこに寄せていただくなりしてはどうかと思います。また、県庁周辺には福祉関係施設も

ありますので、そういった施設もあそこに集約して、言ってみれば、仙台市の福祉プラザ的な建物にしてみらうというのも、1つ考えられるのではないかと考えております。

私からは以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございました。県の方から何かございますでしょうか。

【事務局 志賀課長】

いくつか御提案をいただきました。

まず身障者のスポーツセンターは、場所で言うと、現在エスポールみやぎ（青年会館）が立地している場所の奥に入ったところにあります。幸町側の道路から並びでいきますと、青年会館がありまして、その隣に県の消防学校があります。保健環境センターというのが、その更に奥にあって、体育館と運動場とプールが備わっていて、身体障害者の方を中心に、色々な方にお使いいただいているスポーツ施設です。

このうち運動場と体育館は県の施設で、こちらにオフィスを構えている社会福祉法人に指定管理している建物だったと思います。プールは当該法人が持っているプールになっており、そこに県と仙台市が運営費を補助している、こういった成り立ちになっていたかと思えます。

築44年の施設ですが、担当課とも色々協議した結果、検討の対象に加えなかったのですが、10施設のところに再編できるかというようなことが、その時点ではなかなか方向性が見出しにくかったということもあったのかと思えますけれども、いずれもこの10施設に限った話だけで検討の過程にそういった可能性があるのかないのかということについても、併せて担当課と今後検討した上で、色々議論を進めてまいれたらと思っています。

また、本町第3分庁舎については、資料5の方で提示しましたけれども、方向性としては、基本的には県庁周辺、御指摘にある様々な施設があります。

加藤構成員から、それに関わらず母子・父子福祉センターなど福祉系の施設の集約を図る方策もあるのではないかとといった御意見をいただきました。外郭団体が持っている土地や建物がこの周辺にもありますが、そういったことも含めてその本町第3分庁舎のところの利活用方策の可能性、方向性を、今後更に詳細に進めてまいりたいと思います。

【堀切川座長】

ありがとうございました。それでは続きまして志賀野構成員よろしく申し上げます。

【志賀野構成員】

まず第1に、事務局の文脈に沿って私のコメントを申し上げたいと思います。

A案についてですが、基本的にこういうA案の位置を基調とした考え方には賛成するものです。そのときに、いくつか他の委員さんからも出ましたように、NPOプラザとの関係ですけれども、これにつきましては、1998年にNPO法ができて、全国的に非常に多くのNPO団体ができていて、今コンビニと同じぐらいあると言われているわけです。その中でとりわけアートNPOという、団体というかそういうカテゴリーも実は結構あり、一定のパーセ

ンテージを占めています。ですから、必ずしも全く親和性がないとも言えないところはあるかと思えます。

ただし、おっしゃられましたように、色々福祉系のところとか、自然の環境だとか、色々な多角的な活動の拠点でありますので、十分にそれと全くマッチングするかというと、必ずしもそうは言えないというところを感じると思います。

それと、もう1つはその美術館です。文化芸術の分野は3つがあります。1つはビジュアルアートという美術系のアート、それから文芸というアート、それからもう1つ、パフォーマンスアートという3つのカテゴリーがあるわけです。そうした中で、ビジュアルアートとパフォーマンスアートは、親和性が非常にあります。これが一体に、あるいは近接で、整備されるというのは、良い意味があることではないかと思えます。

しかしながら、美術館は美術館で非常に専門性がありまして、実際に平成30年3月にリニューアルの基本方針が出ています。これについては相当に考え抜かれた現況での方針が打ち立てられているようにも思えるので、そこをどのように尊重していくのかということがあるかと思えます。移転と一体整備について、機能的なことと言えば全くおっしゃるとおり、色々な面で近いところがあるのですけれども、直ちにこれを一体に整備することが、本当に現実性があるのかどうかということに、やや疑問もあります。もう少しそれぞれの専門性というか、美術館の立場から考えていくということも必要なかと思いました。文化芸術の分野とは非常に多様で、多様性が本質でもありますから、色々なジャンルに聞くと、違う意見が出てくることは、仕方のないというより、予定しなければいけないのです。それにしましても、その美術分野というものの特殊性も十分読み取った上で、本当にここがいいのか考えていただく必要があるのではないのでしょうか。

それから、ホールについて申し上げますと、先ほど事務局から御説明あったとおり今の県民会館の色々な不具合や課題の解決が、現況の土地では難しいという皆さんの御意見が一致しました。それはとりもなおさず、現況の県民会館の機能をもう少し改善しなければいけないということ。改善のためには、バックヤードからもちろん客席からロビーから、表回り裏回りすべてにおいてもう少し面積が必要となります。あるいは、これまでない機能も加える必要が生じます。また、文化芸術基本法が改正されていますけれども、その中で謳われているのは、これから公共ホールはもう少し創造的な機能とか、人材育成機能を、県民会館ホールは持つ必要があるということで、県民会館は、県内のホールのセンターにならなければいけないという議論も実際出ています。そうすると、研修的な機能やそれに伴うアーカイブ、資料等をストックしていくような機能など様々な機能が求められるので、それを一気に整備しようとする、相当な面積を要するという結論であります。そこで申し上げますと、この54,000㎡というのは、すごく広いので、問題・課題は一挙に解決できるのではないかと期待をしているというところがございます。

それと、以上が案に対するコメントなのですが、もう1つ、考え方としてちょっと視点をずらして考えますと、A-③で何か民間を参入させるのは難しいというお話もありましたけれども、これからホールを作ると、ホテル機能やレセプション機能といったものが求められてきます。特に国際級のタレントなどを呼べるような大きなホールになるわけです。そうしたときに、ホテルなどが、手近なところに機能としてあるというのは、ふさわしい姿で

はないかとも思えるので、この民間に与えられる余地も議論として残しておいてはどうかというが私の意見です。

それからもう1つ、新たな機能として、NPOと関係しますけれども、いわゆる官でもなく民でもない中間組織、NPOですが、イギリスでは文化芸術を振興していく機能として、アーツカウンシルというのがあります。これがまさにNPO、イギリスをモデルとした非営利団体なわけです。そのような機能もここに持たすことはできないのか、これはほとんど事務所機能的なもので済むのですけれども、ここに書かれてない新たな機能もいくつかありますので、そういった提案を含めて統廃合を考えてはいかがか。つまり、複合化というのを、少なくするというだけの論点だけではない余地を残して考えていった方が、幅広い議論ができて良いエリアになると思います。ですから、また、先ほど他の構成員がおっしゃっていただいたような、スポーツ施設も入る余地があります。何をどのように整備するかということは、考えていかなければいけない。

それともう1つお聞きしておきたいのですが、これは一体整備なのか分棟でもいいのかどうかというのをお聞きしたい。これは重要な問題なのですけれども、どのようにお考えなのか、最後に聞いておきたいと思った次第です。以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございます。特に最後の部分につきまして何かコメントありましたらよろしくお願ひします。

【事務局 志賀課長】

ありがとうございます。

最後のところの一体整備か分棟整備かについて、まだ今のところ、具体的に考えていませんが、第1回懇話会で説明したのは、国の方でもこういった再編集約統合を進めるための有利な地方債制度がありまして、その前提は、基本的には集約一体化する整備の方向で、1と2の施設があったら、現状の1と2の床面積よりも新たにつくるものが小さければ、非常に有利な財源措置がある地方債が打てるということになっています。

しかしながら、様々な新しくつくるものの機能といったものを色々検討していったときに、必ずしもそのスキームに載せていくべきかどうかというまた別の議論が必要ですから、現在一体でつくろうとか、分棟でも構わないということについて結論は出ておりません。どちらの可能性もあろうかと思っています。

【志賀野構成員】

わかりました。

【堀切川座長】

ありがとうございました。それでは続きまして舟引構成員よろしくお願ひします。

【舟引構成員】

いくつか気の付くところを。

最初から議論になりました広域防災拠点とNPOの話がまず1点です。広域防災拠点は、阪神淡路大震災のときの貝原兵庫県知事が、その次に起きたときの復興拠点、救援拠点となるような施設で、200ヘクタールの大きなものを三木市につくりました。平時は運動公園として、それもワールドクラスのものが呼んでこられるような公園として、いざとなったらそこを拠点に物資を集めて、実際、東日本大震災のときでも、兵庫県の救援部隊は物資も含めて一旦三木の防災公園に集めた上で、高速道路でこちらに輸送しました。また、今回の東日本大震災で類例としては、岩手花巻運動公園があります。釜石市と花巻市が防災の時の相互協定を結んでおり、市街地が全く使えなくなったときに、自衛隊を含めてバックアップ拠点を花巻の運動公園におき、そこから道路を使って様々な資源供給をやるといった趣旨のものであると私は理解しております。

残念ながら、県の防災拠点の中身についてはあまり詳しくないのですけれども、そういう趣旨のもので、最初に自衛隊が来て、そこで何らかの活動をするというようなイメージのものがある程度想定されていますが、NPOの人たちがいるべき場所は、むしろ被災の現場に近いところで、送られてきた物資をうまく届けるとか、そういうような形であって、トラックを運転して物を運ぶとかではないのではないかと、これは県の防災計画の中での防災拠点の位置付けがどうなっているかということを確認をして進まない、防災だからNPOがいいという短絡的な発想は、震災復興政策には馴染まないのではないかと気がいたします。それがまず1点です。そういう意味では、広域防災拠点と防災に関して言うと、運動施設というのは比較的馴染みはいい。スペースというのが、有事の際には、極めて重要な役割をします。屋根のある空間というのは、体育館であっても武道館であっても、非常に大きな役割をいたします。まず、ハードな面で馴染みがあるかどうかということが1つだと思います。

それから、先ほど志賀野さんがおっしゃったように、アートに関してですが、兵庫で僕もちょっと携わっていて、兵庫県の芸術文化センターは音楽だけでしたが、愛知のNHKの跡地には美術館も入っている。ものづくり方だとかは、当然音楽と美術は似て非なるものだと思います。それはあってもいいのではないかと思います。そこでさっきの防災拠点というものの性格と、またそこがちょっとどうかという部分があるのではないかと思います。

それで、美術館の話になると一番気になるのは、仮に美術館案を持ってきたときに、今の美術館の所はどうなるのだろうかということ。さらに言うと、県民会館のところはどうなるのだろうか。これは県有施設の話ではなくて、仙台都市圏の都市機能が、どうやったら有効に働くかという観点で、今、日本中PRE、パブリックリアルエステートで、公共不動産をどう活用すると地域の活性化になるのかということでプランを色々作っている中で、県有地だからといって、県が勝手に用途を決めてしまっているのか、ここは非常に難しいところだと思います。本来は公有地、県有地であれば、率先して理想的な土地利用の機能へ誘導すべき立場であることも、忘れてはいけないと思います。

しかしながら、政令指定都市と都道府県の関係としては、都市計画上、都市計画決定権者

としては知事の方が上位にはありますが、仙台市は、ほぼ仙台市長の権限で都市計画を定めることができます。したがって、先ほども話がありましたけど、大規模集客施設制限地区を、都市計画の特別用途で、わざわざあのエリアに大規模小売店舗が入らないような形で、仙台市が指定をしているのはなぜかということなのです。指定しているからいけませんという話ではなくて、なぜそこが指定されていて、どういうロジックでそうなっているか。もちろん県の先ほどのホテルだとかレストラン機能というのは、あると非常に面白いと思うんです。そうすると、むしろ都市計画が駄目だからではなくて、都市計画の上位の立場にある県として、どのような提案ができるのだろうか。あくまでも決め事ですので、用途として受け入れられないからここ無理です、というのはちょっと判断としては、早計すぎるのではないだろうか。

あともう1点気になるのは、宿泊機能があります。青少年の宿泊機能を前にやっていたから引き続きやるのかどうか、という部分がありましたけれども、これはここで申し上げたように、宿泊機能の是非は多分私たちにはわからないのですけれども、今どき、公共側が宿泊機能をきちんとやるようなことを、きちんと判断をしておいたほうがいいのではないだろうかと思います。

以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございます。大変貴重な御意見を皆様の方からいただいて、順番が私に来ましたが、特に言うことはないです。方向性を取りまとめるのが今日の私の役なので。実は最初に心配したのは、皆様から方向性が全く違う御意見が出たとき、最後私はどうしようという立ち位置でしたが、そういうことでもなかったの、非常に安心いたしました。

多分皆様の御意見に共通する部分だけを、まずはっきりさせておきたいと思います。まず県民会館、東京エレクトロンホールを仙台の医療センター跡地に移転整備するという事自体についての反対は、まずなかった、それはその方向でいいのではないかという御意見が、ほぼ全員であったと理解いたしましたので、今日の議論のまとめの1つとしては、県民会館は、医療センター跡地に移転整備する方向性で検討を進めましょう、ということによろしいかと思いました。

2つ目ですが、移転する場合には余りにも広い場所ですので、県民会館単独ということはずないので、何らかの施設やその機能の集約を検討する、他のものも行けるものは行った方がいいという方向でいいのかと思いました。そこを確定はしない方がいいのかなとは思いますが、ムードとしては美術館が行くのはいいのではないかというか、両方にとってプラスになるという、そういう御意見が多かったように理解いたしました。

次に、問題のNPOプラザの問題ですが、比較的慎重な御意見が多かったというふうに思いますので、そのアーツ的な機能のところ2つを医療センターの跡地には。美術館をとということを決める立ち位置にはないので、とにかく、県民会館が医療センターに行くということと別の機能のものもいった方がいいということまでは、皆さんの共通の理解かと思えます。その中で、意見としては美術館がいくのもいいのではないかという意見が多かった、という感じの理解をいたしました。

B案側の方ですが、B案側の方の施設についても、可能な限りやはり再編集約した方がいいのではないかと御意見が多かったということであったかと思えます。

NPOの方については少し再検討していただいて、より良いセットはどういうものがあるかというのを、考えていかれたらいいかと思いました。

私の個人的な意見は、こういう再編集約した結果、当然ですが残されるフリーな土地が出てくることになるかと思えますので、その残されたフリーな跡地が、確定ではなくてもこういう方向で活用ができるのではないかとこのない、全体として、いい・悪いという意見がなかなか言いづらいと思えますので、案の案のような、たたき台のたたき台以下かもしれないのですけれど、その再編集約した結果残る跡地の利活用として、例えばというようなものを少し見させていただくと、ありがたいというふうに私自身は思いました。

それぞれ御専門の立場から、貴重な御意見をいただけて本当によかったと個人的には思っております。

ということで、あと最後に事務局の方から全体を通じて何かありましたらよろしく願いいたします。

【赤石構成員】

その前にちょっとすみません。1番目の発言で、ちょっと言いたいことを1つしか言わないで様子見をしていたのですけれども、本当に重要なことだと思うのは、先ほど舟引委員の発言はまさしくそのとおりで、私も全く同じ考えです。県が都市計画を作るぐらいの、つまり復旧と復興、震災後よく言われましたが、私あれを聞いていて、復旧とって旧に復してどうするのかと思っていた。かなりきつい言い方ですけれども、今、令和の時代になって、平成の30年、実はもう昭和に作ったもののライフサイクルは、ほぼ終わろうとしている。本当は、平成のときに新しいものに転換していくべきだった。ところが令和になって、平成がそういったことを何もできなかつたら、もう今、待たなしになって、どうしようもないということになっている。つまり昭和に作ったもののライフサイクルは、かなりもう終わっているという認識です。だからそれを復旧させても、何の役にも立たない可能性が高いんです。

やはり新しい何かの価値とか、新しいものをつくっていく必要があるのだらうと思えます、令和の時代になって。ですから、その観点から今回は今まであったものを集約するということになり、それではやはり、その中でも役割を終えているものと、あるいは形を変えればまだいけるものとか、そういった、今後どんどん伸びていく、あるいはここに注力しなければいけないというものが必ずあるはずで、まずそれを決めてから集約していかないと、集約というのは、今までありがとうとまとめるだけでは駄目で、そのときに、切らなければいけない。かなり県として難しいと思えますけれども、表立っては言わないけれども、もうあなた方はもうそろそろ終わりよというような場所で、かなり離れたところにここに新しい施設つくるから、ここで頑張って活動してというような感じでしょうか、ちょっと言い方きついですけど、そういったメリハリをつけないといけないのかなと思えます。

あともう1つは、財源の問題です。私もちょっと気になっていたのでですけども、これだけの16,000坪もの土地を開発するのにいくらお金かかるかと。その金はどこから持ってくるのだらうと。志賀野委員さんからの発言で、やり方によっては、国から金がでるのではないかと。

たまたま今日なのですけど、菅官房長官がどこかの美術館で、インバウンド狙いで、光か映像か何かを使ってやる美術館を見て、これはすごいと、こういったもので日本文化を分かりやすく、海外からの旅行者に発信できれば、これに越したことはない。もし、菅さんが本気でそう考えているのであれば、ここをそういうふうなコンセプトで、国から金を出させて、新たなインバウンドの旅行者に日本文化を伝えるものですか、そういった新しいものに転換していけば、予算措置なども国から持ってこれる可能性はないのかと思いました。

美術館自体は、借景と言いますか、景色の良い所にあつて、その美術館の建物自体の造形美、それから周りの借景、中の展示物が三位一体となつて、その美術の良さを伝えるのが美術館ではないかと勝手な想像をしているのですけど、もしかしたら、それは昭和の感覚かもしれない。ですので、中にそういった新しいコンセプトのものを持ってきてもいいのかもしれない。

それからスポーツ施設についても、私が期待するのは、八村塁くん、富山出身ですけれども、明成高校で今NBAですから、これがあと何年か10年か先に、NBAの試合を仙台でやろうとなつたとしたら、どこでできるのだろうと考えます。もし仙台で、東京ではあると思いますけれども、仙台でやりたいと彼が言つたら、仙台市に10,000人でしょうか、とにかく室内競技場でそれだけ入れる所があるとなつたら、何か県民としても、ワクワクするのではないかと思う。そういう発想で考えていただければと思う。

あと第2回目のときに、学会の開催について申し上げましたが、先ほども2,000人と県民会館について言っておりましたが駄目です、3,000人を目指してください。そうすると世界から来ますから。学会でも3,000人規模でとなれば。ですから、それです飲食とか分科会も必要なのですけれども。そういった観点からどうすればいいというのは言えませんけれど、そういった施設をまた今までとは違った視点で考えていただければ嬉しいと思う次第でございます。

以上です。

【堀切川座長】

貴重な意見、ありがとうございました。個人的には2,000人だと郡山市にもあるので、面白くないかと、どこかで思っていたのですが、3,000人は東北になく、面積が非常に広い場所なので、椅子代がかかるのであれば2,000席まで立派な椅子で、あとは補助椅子などを入れるようにすると、補助椅子のスペースの分もまた建物が大きくなる。それぞれ2棟建てると国から金が出ないのであれば、渡り廊下で繋いで1棟だという、被災時に渡り廊下で互いに逃げ場所があるんだというような理由で、なんとかなるかという感じもいたしましたが、面白い御提案なので、3,000人という気分が乗る感じいたしますが、いかがでしょうかという感じです。

【加藤構成員】

今赤石先生の話に触発された部分はあるのですけれども、令和の時代は、やはりパラスポーツがすごく注目されると思いますし、加えてあの2020年東京オリンピックで新たに採用さ

れるニュースポーツなどがありますので、そういうフィールドというものも考えられると思います。第二総合運動場をそっくりそのまま持つてくるということではなくて、プラスアルファで新たな観点で、必ずしもここに来なければいけないということはないのですが。別の場所でもいいのですけれども、そういうことを御検討いただくとありがたいと思います。

【志賀野構成員】

ホール系のことがちょっと話題になっているので、私がお話しておかなければと思います。2,000席を超えるホール、今のところは、何となくそのような方向になっておりますけれども、例えば日本で代表するホールといえば、上野の文化会館、随分前（1961年会館）にできたのですが、あそこは2,303席です。そのぐらいを例えばモデルにするという考えもできると思います。これから大きさは議論があるのではないかと考えております。

客席に関しては、行われるコンテンツによって、要求するキャパシティというのがあります。興行界で言えば、例えばSMA P、嵐など大きい興行はどこに行くかという、この辺だと、6,000人収容できるグランディに行く。イギリスだと、例えばロイヤルアルバートホールというのが、7,000人から8,000人入る。そういったところでは、多様な興行ができています。

全国的に言うと、例えば大阪城ホールとか横浜アリーナというのは、スポーツだけではなくて、実はそういうイベント系の、スポーツと興行系が両方できるという目的で作られた施設というのが全国にいくつかあります。それら大型の興行狙いと、今検討されている劇場はおのずと異なります。いわゆるホールとしての機能、それから用途等を考えると、（劇場は）むやみに大きくしにくい。そこで2,000席ぐらいがちょうどその分岐点になっていくわけです。それで（客席数を）どこまで伸ばせるか、それを今おっしゃったように、イベントによって客席の一部を閉じたり、開いたりする建築的な工夫ができる事例も実は出てきています。そういったことも含めて、考えていかなければいけないと思います。

何が言いたいかと言うと、劇場ホール系と体育系施設とがあったときに、今議論になっているホールは、その中間になってくるわけです。今議論になっているのは、大きくなればなるほど、どんなセットアップを県はしようとするのか、専門性も必要な議論となります。大きければ良いというだけではないとコメントしておきます。

【堀切川座長】

ありがとうございます。

色々貴重な本当に御意見いただいたところですが、事務局の方から何かありましたらお願いします。

【事務局 志賀課長】

先ほど舟引先生からの御指摘にお答えできる範囲のものを、少しお答えさせていただけたらと思います。

まず広域防災拠点ですが、貨物ヤードの方の跡地の方に整備をし、陸上自衛隊の苦竹駐屯地が至近ですので、有事の際には自衛隊との協力のもとで、広域的な一時的な避難場所と、物資の集約、そして配送の拠点になるような施設ということを前提に考えている場所になり

ます。今回の宮城野原仙台医療センターの跡地は、そういった隣にある広域防災拠点の機能を、補完するといった位置付けでボランティア等々の活動拠点になる、あるいは一時的な避難場所の補完的なものも含めて、広域防災拠点計画の中では、そういう位置付けになっています。

ボランティア活動等につきましては、宮城県社会福祉協議会もそうですが、非常に混乱する中で秩序だった取組はなかなか難しい中で、これを体系的に計画を立ててやっていく取組も進めてはいますけども、現実、8年前に、このNPOプラザでは、やはり全国から現地に入ってこういう支援をしたいのだけでも、どうしたらいいかという問い合わせ等で、ここに一時的に寄せられたのも、非常に多かったようです。

あと、どの地域でどういうものがどういう活動を欲しているかという、若干落ち着き始めた頃からですけども、そういったもののマッチング機能、つまりあそこでこういうNPO活動の皆さんがいてくれると良い、こういう支援がしたいというニーズのマッチング機能を、ある程度このセンターで果たした部分があったといったことでした。その他の、先ほどの情報発信等を含めて、様々な支援を申し出る企業、団体、NPO等々の各種相談や問い合わせ等も行った実績はあったようです。

今回、冒頭に御指摘もいただきましたけども、前回そうだったから今回もこういう機能を発揮できる場所だと前提にもの考えるということだけではなく、新たな広域防災拠点を隣にしたこの拠点に、例えばNPOプラザが来た場合に、こういう二次的な活動、あるいは発展的活動、前回の実績等も踏まえた新たな展開機能を持たせていただくことが考えられるかどうか、色々今日賜った意見も踏まえて、更に検討を深めていけたらと思っています。

もう1点、仙台市の大規模集客施設制限の指定の経緯です。確たるものを全て調べきれたわけではないのですが、まず指定されたのが2008年、平成20年で、その2年前になされた、2006年、平成18年まちづくり3法改正を契機にしたものであるといったことで間違いなさそうです。大規模小売店舗立地、中心市街地活性化と改正都市計画法でまちづくり3法でございすけれども、やはり基本的なコンセプトとしては、大規模のいわゆる小売店舗等々の郊外移転・郊外立地といったものと併せて対になっている中心市街地のいわゆる衰退を防ぐための法律をもとに、当時、この宮城野原のこの地域周辺は、優良な住宅地域でもあるといったこと、また、当時の道路整備の環境、道路アクセスの環境が、なかなかその大規模集客施設を置いた場合に、交通渋滞とアクセスの問題等が解消されるのが難しい地域ということで指定された経過を確認することができたところ です。

当時から周辺の道路の整備等が進んだ部分が若干ございますけども、こういったことを踏まえて、仙台市当局の方と検討を深めていく中で、率直な意見交換も含めて、可能性を探っていきたいと思っています。

【舟引構成員】

タイミング的に申し上げますと、市の総合計画の10年見直しに着手しており、それに併せて都市計画マスタープラン、仙台市のマスタープランを見直そうとしているときに、その場所はどう位置付けられるのかというのが、ここで決まってしまうと、多分10年間は何も変更がきかない形で位置付けられてしまうわけです。そうするとホテルだとか何とか言ってもそう

はいかない。大規模小売店舗等についての判断を 2009 年のときにしているはずだと思います。そこは確認しないといけないと思います。

【堀切川座長】

仙台市との接触，頑張ってください。

あのエリアはホテルも駄目なんですか。県民会館がいて、仮に美術館がいった場合に、まだまだ平米数が余ると思いますけど、そこに宿泊施設的な民間のホテルというのも、仙台市の規制的には難しいですか。ホテルだと大丈夫ということはないですか。

【事務局 志賀課長】

ちょっと具体的に検討してみなければいけないと思いますが、5ヘクタールもある土地ですので、建ぺい率上は、様々な建物は持ってこれるキャパシティが十分あると思います。しかし、形状とか、平面駐車場もある程度確保しなければいけないなどということもあり、びっちり建ててしまうわけには多分いかないところもありますし、さらに将来的な敷地内での移転の可能性なり、建て替えの可能性のスペースなども考えたときに、どこまでできるかといったことを、今後具体的に検討していく必要があるのかと思っています。

【堀切川座長】

ありがとうございます。A-①案に、A-③案的なところでもってこられるものとして、小売店ではない民間で機能するものというのをもってくるというのは、かなり有力な感じもいたしましたので、ぜひ少し幅広く、A-①案あたりをベースに広がっていくといいかという気がいたしました。ありがとうございます。

【舟引構成員】

今の話ですけど、これは都市計画の特別用途地区という、一般論、一般的に工業専用とか住宅専用という用途ではなくて、自治体のオーダーメイドで規制がかかっているんで、その具体的な中身はその中をちゃんと見てみないと、一般論でホテルが建つかどうかというのは、ちょっとすぐには分かりません。

水島地区も特別用途地区を変更しているので、十分可能性はあると思います。

【事務局 後藤部長】

今、何点か仙台市との意思疎通を必要とするような御指摘をいただきました。今残っている、建てられるかどうかということもそうですし、定禅寺通りの中心部の跡地をどう使うのか、美術館の跡地をどう使うのか、それから防災拠点を仙台市の防災計画との関連性を今後どうしていくのかというような話等もいただきました。その辺は、今後の整備計画、施設の集約化そのものではないにしても、関連事項として、今後の将来的な課題として、しっかり仙台市との関係性をつくりながら、繋いでいく課題かと感じましたので、最終的にこの懇話会なり、我々の基本構想をまとめる段階での検討事項なりに残しておきたいと考えます。

それからもう1点、志賀野先生からいただきました県民会館の機能と規模のお話ですが、

そこは重々御承知かと思えますけれども、県民会館の検討の方で、規模はお決めいただいて、その流れを受けながら我々の方で、最終的な大枠としての方向性を決めていくという関係性になっておりますので、そこは我々としても環境生活部と十分に意思疎通を図りながらやらせていただきたいと思います。

以上です。

【堀切川座長】

ありがとうございました。

それではそろそろこの議案はよろしいでしょうか。では、最後にその他というのがあるので、その他で事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

3. その他

【事務局 志賀課長】

取りまとめということで、大変ありがとうございます。

本日、皆様から様々な意見を頂戴いたしましたけれども、こういった御意見を参考にさせていただきまして、今後具体的に庁内、あるいは関係機関の皆様がいらっしゃいますので、そういった担当部局等々の皆様と具体的な調整を進めさせていただきますとともに、具体的な計画に落とし込んだときに、また建築関係を始めとする様々な規制とかルール、決まりごとが関わってくる可能性があります。こういった法令面の制限等も問題がクリアできるかどうかということを更に確認しながら、検討を深めていきたいと思っています。

次回の懇話会においては、当方でそういったことで検討を踏まえた再編・集約の、こういった形になりそうだとイメージをお示ししまして、更に御意見を賜りたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

【事務局 伊勢主事】

次回の懇話会は、11月頃を予定しております。後日改めて日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の意見交換の内容につきましては、議事録に取りまとめまして、また別途、構成員の皆様へメールで送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

【堀切川座長】

ありがとうございました。

それでは改めまして、本日予定しておりました内容は以上でございますので、議事を事務局にお返ししたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

4. 閉会

【事務局 鈴木課長補佐】

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第3回県有施設再編等の在り方検討懇話会を終了させてい

ただきます。ありがとうございました。

以上